

2020-2021年度JICA事業におけるインパクト評価の実施促進・支援業務（単価契約）

（公告/公示日：2020年7月28日／調達管理番号：20a00359）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達部次長(契約担当)

該当頁	該当項目	質問	回答
入札説明書 P. 17	<エンドライン調査段階>	過去にベースライン調査を行った案件が、エンドライン調査の中心を担うと想定します。契約期間中にエンドライン調査を迎える案件はいくつくらいあるでしょうか？	実施中のインパクト評価案件は20件程度です。契約期間中にエンドライン調査を迎える案件は、契約締結後にお伝えいたします。
入札説明書 P. 18	<分析段階> (ソ)分析の方針や結果の解釈に係る助言。	評価部や各関連部とのデータセットや分析プログラムのやり取りが発生すると想定されます。その時に、お互いのソフトウェアのバージョンが大きく違くと、問題が発生すると想定されます。現在、評価部のStataのバージョンはいくつでしょうか？	Stata16です。
入札説明書 P. 18	2) インパクト評価手法の普及や助言	「研修の内容詳細や構成については、JICA 評価部と協議して決定する。」とのことですが、新たに研修資料をゼロベースで見直すこともありえるのでしょうか？	開発コンサルタント等向け研修は、過去のものがございますので参考にさせていただきます。他方、JICA職員向けの案件形成・発注、実施監理の質の向上に係る研修は、既存で実施したものがほとんどございませんので、相応の準備が必要だと考えます。
入札説明書 P. 20	3) 業務実施にあたる留意点	原則メールベースでの業務との記述があります。通常は、JICA様のオフィス以外のスペースで作業すると理解しますが、必要がある場合には、JICA様のオフィスに出社して作業するスペース（机と椅子）があると理解して宜しいでしょうか。またその場合には、パソコンはJICA様から貸与いただいたものを使用するということになるのでしょうか、あるいは私物のパソコンを持ち込んで接続させていただくということになるのでしょうか。	原則としてメールベースでの業務としますが、必要に応じて、電話や会議（WEB会議含む）を設けます。対面での会議を行う必要がある場合は、発注者（JICA）または受注者執務場所において行うこととなります。パソコンのJICAからの貸与やJICAネットワークへの接続は想定していません。JICAで業務される場合は、私用パソコンをJICAゲスト用WiFiに接続し、JICA本部内での業務実施が可能です。
入札説明書 P. 20	3) 業務実施にあたる留意点	原則メールベースでの業務との記述があります。基本的に出張はないとの理解で問題ないでしょうか？	ご理解のとおりです。
入札説明書 P. 25	3) 特記すべき類似業務の経験	「業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し」とありますが、業務従事者Bについても「特記すべき類似業務の経験」の提出は必要でしょうか？	3) 特記すべき類似業務の経験については、業務総括者のみについて記述してください。
入札説明書 P. 47	様式4-2 代理人による入札パスワード	代理人による入札書は事前にPDFを提出しないため、パスワードの記載は不要でしょうか？	P. 6の(4)提出書類のd)に記載したとおり、初回の入札書については代理人を立てず代表者の氏名による入札書とし、押印した入札原本をパスワード付PDFにしたうえで事前に（提出期限2020年8月31日（月）正午までに）提出ください（手続き詳細については上記（4）を参照ください）。なお、委任状があった場合の代理人による入札書は再入札の際には有効です。
入札説明書 P. 24	1) 類似業務の経験	類似業務の記載について、「原則として、過去10年程度の実績を対象とし、最大でも5件以内としてください。」とある。通常のプロポーザルでは件数の上限は特に無く、「様式1（その1）」も多数の業務を記載するような様式となっているが、今回は様式1（その1）に記載する業務数は5件が上限ということで間違いがないか。	入札説明書のとおり、最大でも5件以内としてください。

該当頁	該当項目	質問	回答
入札説明書 P. 24	(2) 業務の実施方針等	「記述は、5ページ以内を目途としてください」とある。実施方針や業務の方法等を十分に記載・説明するためにはページ数が限られているが、「5ページ以内を目途」というのは具体的に何ページが上限となるか。 また、別添等で補足情報を付記する場合は、上記「5ページ以内を目途」に含まれないと理解してよいか。	別添等の補足情報も含め、10ページを上限としてください。
入札説明書 P. 25	3) 特記すべき類似業務の経験	「業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、」とあるが、「業務総括者の立場で従事した業務の内、最も適切なもの」という理解になるのか。もしくは、「本業務で業務総括者に配置する人物が過去に従事した業務の内、本業務で業務総括を行うにあたり最も適切なもの」という理解になるのか（要は、業務総括者以外の立場で関わった業務経験を含めてよいか）。	前者となります。基本的には、業務総括者の立場で従事した業務内容のうち、最も適切と考えられるものを技術提案書に記述してください。（ただし、業務総括者以外の立場で関わった過去の業務経験であっても、今般の業務趣旨に合致するものであれば記載いただくことは可能です）
入札説明書 P. 25	3) 特記すべき類似業務の経験	同じく「業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、」とあるが、特記すべき類似業務の経験は、業務総括者に配置するものの経験のみ3件記載するという理解で良いか（業務従事者Bについては特記すべき類似業務の経験は記載しないという理解で良いか）。	3) 特記すべき類似業務の経験については、業務総括者のみについて記述してください。
-	今後の関連案件への応札資格について	本業務では、JICAが企画するインパクト評価業務への助言が業務内容に含まれている。仮に本業務内で助言を行ったインパクト評価業務が別途公示された場合、本業務に従事することでその公示への入札資格を失うということはあるか。	業務仕様書のとおり、本契約の業務従事者の業務には、「(オ) 評価部・事業主管部署によるインパクト評価の案件形成上の一般的な留意事項に係る助言」が含まれますが、一般的な内容を主に想定したものであり、入札資格を失うことはありません。

以上